

令和4年度

第383回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第383回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番の仲宗根哲也委員、5番の島袋貴委員、11番の仲泊元輝委員、そして13番の高宮城委員はまだ連絡が入っておりませんが、総会場に向かっているかなとは思いますが。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、9番の又吉彩子委員、2番の島袋孝栄委員、よろしくお願ひします。</p> <p>事前現地調査委員、8番の仲村学委員、10番の屋宜文委員、12番の新垣実委員。</p> <p>それでは、座って進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号8番 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号8番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>現地調査は8番の仲村学委員、10番の屋宜文委員、12番の新垣実委員の3名で行っておりますので、調査報告を12番の新垣実委員をお願いいたします。</p>
12番	<p>10月21日金曜日、午後1時から午後3時半まで8番の仲村学委員と10番の屋宜文委員、私12番の新垣実、また事務局からは譜久山局長と土地副技監の5名で現地調査を行ってまいりました。補足については、仲村学委員、屋宜文委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>座って報告いたします。</p> <p>報告いたします。議案第1号、受付番号8番、見取図の1ページになります。申請地の字登川東原●●●番ほか8筆はコザパプテスト教会の南東に位置し、現況は遊休地でした。3条調査書の報告をいたします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても申請地の面積8,083㎡で、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には観葉植物の栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p>

	<p>それでは議案第1号 受付番号8番について、委員の意見を求めます。 しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。 議案第1号、受付番号8番について、委員の意見を求めております。はい、どうぞ。7番 宮城委員。</p>
7番	<p>譲受人と言うんですか、●●さんの年齢を教えてくださいなと思っています。 ●●という人が兼箇段（うるま市）で観葉植物をやっている方々がいると思いますが、その人との関係もあるのかなと思うが、それをちょっと教えていただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>●●さんの年齢は59歳です。</p>
事務局	<p>うるま市農業委員会に照会をかけたところ、うるま市では農地を取得していませんとの回答がありました。</p>
4番	<p>●●さんの話なんだけれども、登川園芸のほうでずっと研修をやっていました。また、その前に中城村の出身で、もともとは自分で観葉をやっていました。今はこの土地は資材置場とかになって、あっちでは辞めて、●●●●●さん、●●●●●さんたちのお父さんのところで働いてずっとやっておりました。</p>
7番	<p>経験はかなりありますね。</p>
4番	<p>あります。もう20年、30年とあると思います。また昔、自分が中部地区の農業青年をやっていたときの自分が会長、副会長は●●さんのお兄さん、●●さんという方がいらっしゃる。この方は菊づくりとか、野菜とかやっていたんだけど、その弟にあたる。また、今4番委員さんがおっしゃったように兼箇段の島袋さんと関係あるんですかというのは、ほとんど関係ありません。</p>
7番	<p>場所は、●●●●●さんの畑。</p>
4番	<p>はい、そうです。今まで何回か菊の方が3人ほど、しばらくあいていた。やる方を探して、●●さんどうですかと言ったら、やってもいいなということで。とにかく条件は畑には小屋を造らないでちょうだい。細々と話合いも10回以上やりましたかね。それぐらいやって、やっと農林水産課の涼子さんに応援をいただいたこともある。涼子さんのほうがやってくれたんだけど、こっちも一生懸命、両方の間を取りながら進めて、また兄弟が方々に離れているので、この承諾書、コロナの関係上、承諾を得るのに時間がかかりました。以上です。</p>

議長	ありがとうございました。ご苦労さま。
7番	ちなみにハウスは造らないで、苗専門で。
4番	苗を畑に植えて。
7番	はい、ありがとうございました。
議長	よろしいですか。
4番	1番委員、それぐらいですよ。
事務局	<p>もともとうるま市に住んでいる方なので、沖縄市で農地を求めるときにどうしても利用権を設定できない、また、人・農地プランに該当しないという条件もありつつ、露地栽培できる畑を探していることは私も相談には乗っていたんですけど、たまたま今回、4番委員の案件でもありましたこちらの農地のほうに、ちょっと広すぎるとは言っていたんですけど、沖縄市のほうが土地勘もあるものですから、うるま市よりも沖縄市で農地を求めるほうがよかったということで、今回の申請につながったのではないかと思います。作業人員が1人ではあるんですけども、今回の農地の状況を踏まえて、また従業員を増やしたりとかしていくと思いますので、59歳と若いとは言えないかもしれませんが、まだまだ動ける方なので、ぜひ皆さんで応援していきたいと思っています。以上です。</p>
議長	<p>どうもご苦労さんでした。議案第1号の受付番号8番です。ほかにございましたら。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけど、進行してよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号8番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第1号、受付番号8番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	<p>全員が賛成。許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号10番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号10番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、12番 新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
12番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号10番、見取図の2ページになります。申請地は、沖繩市立学校給食センター第一調理場の北東に位置し、現況は宅地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号10番について委員の意見を求めます。はい、どうぞ。2番 島袋孝栄委員。</p>
2番	<p>この建物はいつ頃から建っていたのでしょうか。</p>
事務局	<p>建物については復帰前か後しか尋ねなかったんです。復帰後に造られたと、聞いております。</p>
2番	<p>農地法を理解しないまま建てたんですかね。</p>
事務局	<p>そうですね、もう宅地の一部として、庭として使っていたんですけれども、その辺は転用するという事。実際、先月この隣の土地を転用したんです。そのときに1筆を測量したら、ここの家まで、●●さんが自分の土地まで入っていたと、そこを分割して、まずは隣の土地を先月共同アパートを造った。転用して残りを今月転用してくださいという指導を入れました。以上でございます。</p>
2番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>2番、よろしいですか。</p>

2 番	はい。
議長	ありがとうございます。
	「進行」の声あり
議長	進行の声が上がっておりますけど、進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	進行いたします。
	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 10 番を許可相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 10 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。議案第 2 号、受付番号 10 番については許可相当といたします。
	議案第 3 号、受付番号 4 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。
	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について。
	受付番号 4 番を読み上げて説明。
	ご審査のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 3 号についても現地調査されておりますので、12 番 新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。
12 番	ご報告いたします。
	議案第 3 号、受付番号 4 番、見取図の 3 ページと 5 ページになります。申請地は、美里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種中高層住居地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。

議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号4番について委員の意見を求めます。はい、7番 宮城委員、どうぞ。</p>
7番	<p>当初の計画は何だったのでしょうか。それと写真から見ると住宅との間が空いている部分があるが、それは里道になっているのかな？</p>
事務局	<p>お答えします。当初の計画は宅地分譲2区画でした。これはちゃんと区画割をしてやれば宅地にできたんですけど、この方は何も触ってなくて、それで農地のままなので、次の5条で転用なさる方に所有権を移す場合には畑のままだとやっぱり転用が必要になってきます。その手続をしてなかったものですから事業計画変更をして、それから5条の申請という運びになります。</p>
7番	<p>空いている部分は里道になっているのか。</p>
事務局	<p>空いている部分は、里道ではありません。</p>
事務局	<p>簡単に説明しますと、（黒板を使用して説明）、今申請しているのはここです。また別の1区画の土地も分譲する運びになります。</p>
7番	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。はい、ございましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけど、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号4番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号4番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

議長	<p>全員が賛成。議案第3号、受付番号4番については承認相当といたします。</p> <p>議案第4号、受付番号54番から65番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号54番から65番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号についても現地調査されておりますので、12番 新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
12番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号54番、見取図の4ページになります。申請地は、大里公民館の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2つ以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>次は先ほど説明しましたので、割愛して進みます。</p> <p>受付番号56番、見取図の6ページになります。申請地は、県立球陽高校の北に位置し、現況は雑木地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号57番、見取図の7ページになります。申請地は、宮里中学校の東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第二土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号58番、見取図の8ページになります。申請地は、宮里小学校の北に位置し、現況は住宅でした。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第二土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号59番、見取図の9ページになります。申請地は、比屋根小学校の南西に位置し、現況は畑でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2つ以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号60番、見取図の10ページになります。申請地は、宮里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則ち第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号61番、見取図の11ページになります。申請地は、越來小学校の北に位置し、現況は遊休地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号62番、見取図の12ページになります。申請地は、手づくり工房</p>

	<p>トントンハウスの北に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、宅地化の現状が則ち第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号63番、見取図の13ページになります。申請地は、ちばなクリニックの南に位置し、現況は屋敷内のブロック塀でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号64番、見取図の14ページと15ページ、一緒に説明します。申請地は、美里小学校の南東に位置し、現況はヘチマなどが植えられている家庭菜園でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
事務局	<p>すみません。議案書の9ページ、受付番号57番の建築面積4棟で82.82㎡なんですけれども、その備考の中の管理棟、それから機械室棟、吹上スペース棟、手洗スペース棟の4棟になります。私、先ほど管理棟の1つが抜けておりましたので、4棟でお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号54番から65番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番 宮城委員。</p>
7番	<p>受付番号56番の件ですが、この写真と見取図のほうを見ていきますと、207㎡であるんですが、その後の説明で359の1番を含めて1,000㎡余るというふうな話ですが、この位置図から見て1,000㎡余りそうな状況に見えないのですが、どうなのかなと思って。この写真からすると後ろ側のほうにあるのかなと思うのですが、今度はまた6ページの見取図のほうを見ると、その面積はあるのかなという感じがするんです。そこを確認をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>山内●丁目●●●番●の面積が920.54㎡ありますので、その合計で総面積を足して1090.21㎡になります。</p>
7番	<p>この住宅も含めての話になるのか。●●さんというあれがあつて、その住宅も含めて。</p>
事務局	<p>ご説明します。今見取図の6ページにありますけれども、●●さんの住宅はございません。</p>
7番	<p>これはない、住宅がないのですか。</p>
事務局	<p>壊された跡がありまして。ちょうどここまでが土地区画整理事業で、これが</p>



	ら外れていて。
7番	そこは空き地になっているわけね。
事務局	空き地になっています。
7番	これから見ると住宅だったものですから、分かりました。もう一つ聞くと、受付番号58番の件です。現に住宅が建っているところを購入するということになっていますか。
事務局	はい。
7番	同一人物ですよ。なぜ3回も申請して、今回ようやく個人の財産になるのか？
事務局	ご説明します。前は会社が持っていて、事務所にするつもりだったんですけど、この会社、もう廃業するみたいです。廃業するので整理をして、●●さん個人の財産とします。
7番	会社そのものが廃業ということですね。分かりました。
事務局	3回の理由はですね、区画整理地域だからです。地目が区画整理地内のために地目を変えることができない地区なんです。まだ区画整理事業をやっている途中なので、それで農地、農地でいきますので。地目変更できないので、その都度、転用が必要になってきます。以上です。
事務局	補足で、今、美里第二工区、登記地目が変わられない状況、農地、農地でくると、名義変更をするときには県知事の許可を取らないと、これを取らないと法務局で名義変更ができないものですから、今回で3回目の許可が出てくるということになっています。
7番	区画整理事業は終了していますか。
事務局	まだです。
事務局	(終了まで)あと、3年ぐらいと言っていました。
7番	はい、分かりました。
議長	どうぞ、4番 仲宗根光夫委員。
4番	8ページ、●●さんの印鑑押されているんですけども、前の3号議案のと

	<p>きは印鑑が押されていないんだけど、大丈夫かね、押してあげないと。</p>
事務局	<p>令和4年4月15日から印鑑がなくなりました。（5月の受付から）廃止になりました。それでもらったり、押してきたり、押してこなかったりするんですが、県はどちらも受け付けます。</p>
4番	<p>もし申請者に不利益があると困るものですから。押して提出であれば押したほうが、片方は押して、片方は押さないのはどうかと。</p>
事務局	<p>5月の何日かというのはちょっと忘れたんですけど、印鑑が廃止になりました。</p>
4番	<p>ありがとうございます。一つは押して、一つは押さない、それでもいいのかなと思って、いいのであればいいのですが。本人たちが困らないかな。</p>
議長	<p>それでよろしいですか、4番さん。</p>
4番	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。どうぞ、ほかにありましたら。</p>
	<p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけど、進行してもよろしいですか。</p>
	<p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号54番から65番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号54番から65番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第4号、受付番号54番から65番については許可相当といたします。</p>

議案第1号から第4号までのご審議、大変お疲れさまでした。
これをもちまして、令和4年度第383回総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年10月25日

会 長 池宮城 威 恭 
議 長 池宮城 威 恭 
9 番 又吉 彩子 
2 番 鳥 袋 芳 栄 